令和８年１２月伊那市議会定例会　請願・陳情文書表

令和８年１１月２０日

番 号	件　　名	提　　出　　者	付託委員会	紹 介 議 員
112-1	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書（陳情）	長野県医療労働組合連合会 執行委員長　小林　吟子	社会委員会	
112-2	春近発電所藤沢川取水口（的場ダム）下流域に係る要望について関係行政庁に意見書を提出する陳情（陳情）	的場町内会 総代　池上　秀夫	経済建設委員会	
112-3	上の原公民館に投票所設置を求める陳情（陳情）	伊那市 北原　栄一	総務文教委員会	

＜趣旨説明希望一覧＞

番 号	件　　名	趣旨説明
112-1	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書（陳情）	希望あり
112-2	春近発電所藤沢川取水口（的場ダム）下流域に係る要望について関係行政庁に意見書を提出する陳情（陳情）	希望なし
112-3	上の原公民館に投票所設置を求める陳情（陳情）	希望あり



2026年 11月 5日

伊那市議会
議長　三澤　　俊明　様

１１２－１

夜勤規制と大幅増員で
安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書（陳情）

【陳情趣旨】

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第１４９号）・勧告（第１５７号）」や「夜業条約（第１７１号）・勧告（１７８号）」などに基づいた規制が行われ、「１日の労働時間は８時間以内」「時間外も含めて１２時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも１６時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて 1/3 の賃上げ額や 1/2 の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記の事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

１．安全･安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。

２．医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

3．新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。

4．患者･利用者の負担軽減を図ること。

以上

受付
-8.11.06

２０２６年11月 6日

伊 那 市 議 会
議 長　　三澤 俊明 様

１１２－２
春近発電所藤沢川取水口（的場ダム）下流域に係る要望について
関係行政庁に意見書を提出する陳情（陳情）

２０２６年5月１８日付同陳情は、経済建設委員会の現地調査などで審査され、本会議で議決されました。議員の皆様には、大変お手数かけ、真摯に審議されましたことに敬意を表します。しかし、その結果は趣旨採択でした。誠に残念でなりません。

ご承知のとおり“地方議会運営辞典”によると趣旨採択は、願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てない場合に、不採択にすることもできない、又願意について十分理解できるが、当該地方公共団体の財政事情等から当分の間、願意を実現することが不可能である場合等、便宜的に“趣旨には賛成である”というその趣旨のみ取り上げるということから“趣旨採択”と呼んでいるが、どちらかというと採択に近いとなっております。

本陳情は、地方自治法により、市議会から意見書を関係行政庁に提出をお願いする陳情であります。

陳情の要望事項関係行政庁は全て県企業局（公営企業管理者）であると思います。ご承知のとおり、地方公営企業とは、地域住民の生活や、地域の発展に不可欠なサービスを提供するために経営する企業です。

長野県企業局の基本目標は「水の恵を未来へつなぐ・・・」県民の豊かな暮らしの実現と企業局の持続的な発展に向け、本県の財産である水の恵みを大切にし、これを未来につなげる取組を進展させていくという思いや姿勢を込めています。

又基本方針は「未来を見据えた計画的な投資」等であります。

同局が経営する春近発電所は、事業量は最高で、最大出力 25,600 kW、年間発電電力 108,000 千 kwh、売電金額も最高で、同局全 29 発電所中最大の発電所です。

議会からの令和８年９月 18 日付請願・陳情の審査結果について（通知）では、趣旨採択の理由がわかりません。

本件陳情の実現性の面で確信が持てないとの理由があるのでしょうか、陳情者として納得できません。趣旨採択も趣旨採択という採択ではないでしょうか。

是非、藤沢川の河川管理者である県知事及び春近発電所を経営する県企業局（公営企業管理者）に陳情要望事項の意見書の提出をお願い申し上げます。

ここに再陳情しますので、再度委員会での審査及び本会議での議決を求めます。このように意見書提出を強く議会にお願いするのは、旧高遠町地域協議会で同ダム下流の放流量増水の要望について審議され、当時の県企業局は、国のガイドラインを盾に聞く耳を持たず、現在では、極小ではありますが、0.19t/ｓ放流されております。河川の体をなしておりません。水のない川ほどみじめな景観はありません。

本事業は６７年経過し、藤沢川の川霧による農作物への潤いのない生態系となっており又、全道路が舗装化され側溝水の排水が水の少ない藤沢川に流れ込み、水質が極度に悪化しております。

地元水田用の両井筋の取り入れ口にも土砂が堆積して、都度耕作者が整備しております。

特に問題なのは、火災、水害時です。火災の際の水利を藤沢川から吸水できません。消防ポンプの吸水管が水不足のため使用できません。その為、消火栓や、貯水槽の増設が必要です。

抜本的には、水利は藤沢川を利用せず、六道井筋を水利としての消火を検討したらとの意見もあります。最近各地で山林火災が発生しています。我々の集落も山林に接近しており心配です。六道井筋の管理道をポンプ車が通行できる様改修したらどうかと思います。

また水害時には、河床が年々荒廃し、中洲ができて、雑草木が繁茂し流水がスムーズでなく水位が高くなり、主要道路まで冠水する箇所があります。

最近各地で地下道陥没事故が発生しています。水路の隧道は７０年が経過して老朽化が進んでいないか、内部はどうなっているのか、調査、補修はどうか。地権者は農作業中事故等心配です。

昭和 31 年３月１０日付け県に対する要望書では、「藤沢川導水路は地元には何ら益することなく、かえって将来幾多の禍根を禁じ得ない～伝伝」と要望しています。

それが今日ではないでしょうか。

以上簡単に申し述べましたが、本問題は的場町内会としては、重大問題であり後世に引き継ぐことはできません。我々の時代で解決したいと思います。よって今般町内に対策特別委員会を設立して、対処することになりました。

細部についての要望は別紙のとおりです。

しかし、我々のような小集落の意見などは、市や県、国に聞き入れていただけず、我々だけでは解決できません。

地方自治法による意見書は、我々市民の代表である市議会からの意見書の提出であって、重大な請願権の行使であります。どうしても議会のお力添えが必要であります。是非とも意見書の提出を重ねてお願い申し上げます。

（別　紙）

春近発電所藤沢川取水口（的場ダム）下流域に係る要望についての要望事項

1. 河床、河川敷の整備
   河床が荒廃し、中洲が出来、雑草木等により流れがスムーズでない。毎年河床の整備を行うこと。又、河川敷も荒廃し雑草木等により景観が良くないので河川敷の雑草の除草を毎年行うこと。
2. 腰巻井、前田井両井筋の取り入れ口は、ダム放流時や大雨時に土砂が堆積するので、都度整備して流水に努めること。
3. 大雨による道路への冠水箇所を改修すること。
4. 火災による消火吸水は藤沢川に頼らず六道井を水利として、山林火災を含め対処するため、六道井管理道を改修しポンプ車が運行可能にすること。
5. 少水量の藤沢川へ道路側溝からの排水が流れ込み水質の悪化が予想される。水質検査を都度行うこと、またその結果を的場町内へ報告すること。
6. 水路隧道内はどうなっているか。陥没事故が心配です。都度検査を実施すること。またその結果を的場町内へ報告すること。
7. 子供の遊び場（河川公園のようなもの）を作ってほしい。
8. 腰巻井筋～全線U字構を入れること。管理道の新設（橋梁及管理道）
9. 前田井の消火水利の為、水溜板を新設のこと。
10. その他各組からの申し出
    消火栓　6基設置（増設）
    貯水槽　5基設置（増設）
    各戸へ消火器1ヶおよび火災報知器取り付け補助すること。
11. 以上要望書不可の場合放流量を増水すること。（0.19t/s　⟶　0.4t/s）

伊那市議会　議長　三澤俊明 様



2026年11月18日

１１２－３

上の原公民館に投票所設置を求める陳情（陳情）

陳情理由

2026年8月現在上の原区には有権者が1,221人、上牧区東部には505人、合計1,726人います。このうち、上の原区の有権者は第49投票所日影区公民館へ行っていますが、約50メートルの高低差があり、遠い人で道のりは約2.4キロメートルあります。

一方上牧区東部の有権者は第13投票所伊那北保育園で、同じように高低差があり約2.9キロメートルも遠い所に行かなければなりません。両地区ともこの40数年での人口急増、新興住宅地帯ですが投票所の新設もなく、選挙のたびに難儀しています。

第49投票所の日影区公民館投票所は3,012人と伊那市で２番目の有権者数です。今年４月の市長・市議選までは伊那市で１位でしたが、知事選から坂下公会堂の坂下区が荒井区の伊那図書館に合流し3,059人となり、日影区公民館は2位になりました。

第13投票所、伊那北保育園は2,543人と４番目の有権者数です。

「徒歩での平均移動時間が１分長くなると投票率が　０．４％ポイント下がる。」

「投票所から徒歩１０分以内の投票区内面積が増すとその投票区の投票率が高くなる。」という投票行動、計量政治学者の論文もあります。

一票の選挙権を行使するためにこの移動距離の長さは投票行動に大きな影響を与えています。

①　高齢者が運転免許返上などで交通弱者が増えたこと。

②　上牧区東部から伊那北保育園までは公共交通機関がないこと。

③　身障者、高齢者は車いすなどでの長距離移動は困難であること。

などのため上の原区、上牧区東部地区で棄権する人が多いことが、直近の選挙結果にも表れています。

第49投票所：上の原区の投票率は33.6%、上の原区以外（日影区）では40.0%で6.4ポイント差。

第13投票所：上牧区東部の投票率30.9%、上牧区東部以外では40.6%で9.7ポイント差。

（資料は伊那市選管提供：2026年8月9日実施県知事選挙の投票率）

長い間、選挙管理委員会が人口急増に対応してこなかったことが投票率に表れています。

上の原公民館でこの1,726人が投票できれば、投票率は大きく向上することが想定されます。

以上を踏まえ、別紙資料1～4を添付し、下記の要望を陳情します。

記

陳情事項

１、上の原区と上牧区東部の有権者を対象とした投票所を上の原公民館に設置すること。

以上